

被保険者各位

2018年1月18日  
健康保険組合

【お知らせ】「医療費通知書」が医療費控除の添付書類として活用できるようになります

平成29年度税制改正により、平成29年分の確定申告から医療費控除の適用を受ける際、健康保険組合が発行する紙の「医療費通知書」を医療費の明細書として申告書に添付できるようになりました。

記

1. 医療費控除の対象となる支出で、医療費通知書に記載されていないものがある場合には、別途医療機関発行の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）。
2. 「あなたが窓口で支払った額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「あなたが窓口で支払った額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、（家族）療養費、（家族）出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、「あなたが窓口で支払った額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
3. 確定申告の時期に間に合わない医療費通知書（12月診療分）については、別途医療機関発行の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。この場合も上記1同様、領収書を5年間保存してください。なお、WEB版の「医療費のお知らせ」については、医療費控除の添付書類として使用することができないため、今後システムの改修を検討していく予定です。
4. 医療費控除の申告に関するご質問等は、最寄りの税務署にお問い合わせください。  
（国税庁ホームページ）<http://www.nta.go.jp/>

以上